

【オートレース】新型コロナウイルス感染症対策要綱

2020年6月5日

(2020年10月29日改訂)

(2021年2月12日改訂)

(2021年3月10日改訂)

(2021年11月2日改訂)

(2022年3月23日改訂)

オートレース新型コロナウイルス感染症対策本部

目 次

1.目 的	1
2.施行者等の役割	1
3.検査体制等の拡充	2
4.選手・従事者等に感染者等が確認された場合の具体的な対応について	3
5.車券発売について	5
6.有観客開催について	5
7.開催の可否について	5
8.開催中止決定時の対応について	5
9.感染の予防	6
10.選手管理について	6
11.従事者等について	10
12.選手取材にあたっての留意事項について（報道関係者あて）	11
13.取引先等の対応について	12

1.目的

本要綱は、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和3年8月25日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に基づき策定した「競輪・オートレースにおける新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン（令和2年5月29日）〔令和3年11月2日改訂〕」（以下「ガイドライン」という。）に沿って、オートレース関係団体でそれぞれ組織する新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「対策本部」という。）において感染拡大防止を図るため、オートレース場、場外発売場等において感染拡大防止策を実施することにより安心して安全な開催を確保するとともに、感染者等が確認された場合の対応を定め、正確な情報収集及び情報発信を行うことを目的とする。

2.施行者等の役割

【小型自動車競走施行者・全国小型自動車競走施行者協議会】

- ▶小型自動車競走施行者及び全国小型自動車競走施行者協議会は、小型自動車競走法第53条等に基づき、小型自動車競走の安全を確保するため、ガイドライン及び本要綱を遵守し、施行者等とともに新型コロナウイルス感染防止に必要な措置を講じるものとする。

【小型自動車競走振興法人】

- ▶小型自動車競走振興法人は、小型自動車競走法第28条第8号等に基づき、小型自動車競走の円滑な実施のための調査、企画及び立案を行い、施行者等とともに新型コロナウイルス感染防止に必要な措置を講じるものとする。
- ▶具体的には、ガイドライン及び本要綱をまとめた冊子等を作成し、選手が各本場でガイドライン等を遵守できるよう啓発普及等を行うとともに、本場における入場制限のエリア、マスク着用の徹底及び換気の徹底等が分かる表示の作成に係る企画立案を行う。

【競走実施法人】

- ▶競走実施法人は、小型自動車競走法第44条に基づき、小型自動車競走に関する事務を円滑に行えるよう、小型自動車競走施行者とともに新型コロナウイルス感染防止に必要な措置を講じるものとする。
- ▶小型自動車競走開催に係る選手及び競走車の管理に関する事務等については、ガイドライン及び本要綱に基づき、本場のリスク分析を小型自動車競走施行者及び専門家とともにを行い、ガイドライン及び本要綱に抵触する可能性のある措置については、小型自動車競走の開催前には正措置を講じる等、ガイドライン及び本要綱の遵守徹底を図る。
- ▶競走実施法人は上記の取組を行い、小型自動車競走の開催前にガイドライン及び本要綱の遵守状況を対策本部に報告するものとする。

【管理・運営者】

- ▶管理・運営者は、ガイドライン及び本要綱を遵守するとともに、積極的に、新型コロナウイルス感染防止に必要な措置を講じるものとする。

3.検査体制等の拡充

普段から、健康管理手帳（以下、「手帳」といい、手帳の配布対象となっていない者は、健康観察アプリ等）を活用し、毎日の健康状態を把握すること。

a. PCR 検査体制の構築

- ▶オートレース選手の生命と安全を確保し、安心、安全な開催を行うため、症状の有無を問わず、高度検査として位置づけられている PCR 検査を全選手対象に原則 1 ヶ月ごとに 1 回実施する。なお、新型コロナウイルスの全国的な感染状況等を踏まえ、専門家の指導のもと、適宜見直しを行うものとする。
- ▶指定期間内に PCR 検査を実施し、検査結果通知書の取得と併せて対策本部に提示する。※検体採取日等は個別対応とする。
- ▶検査結果が「陽性」であった場合は、直ちに対策本部に連絡する。
- ▶正当な理由がある場合を除き、指定期間内に検査結果通知書の提示がない者については、速やかに検査実施の上、「陰性」が確認されるまでの間、競走参加を認めないものとする。
- ▶競走参加選手に感染者が発生した場合、当該感染者と接触の可能性があったすべての選手に対して、追加の PCR 検査を実施することにより、さらなる感染の拡大を抑止する。
- ▶上記 PCR 検査の運用については、専門家の指導に基づき、ガイドラインに定める従事者のうち選手管理エリアにおいて従事する者にも適用する。

b. PCR 検査結果の迅速な把握と共有

- ▶対策本部は、選手会及び競走会と協力し、選手及び開催執務者の PCR 検査の陽性・陰性の結果を迅速に集約するとともに、経済産業省製造産業局車両室、全国小型自動車競走施行者協議会に共有する。
- ▶情報共有する場合には、個人情報保護の観点から、最大限の注意を払うこととする。
- ▶また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、選手及び開催執務者の PCR 検査における陽性検体提出について積極的に協力する。

c. 抗原検査の活用

- ▶参加、出勤後に少しでも体調が悪い選手・従事者が見出された場合や選手・従事者が発熱など軽度の体調不良を訴えた場合、医師または看護師等の判断（地元自治体の医療体制及び保健所の逼迫状況等の客観的な判断も含む）のもと抗原簡易キットを活用して検査を実施する（※1参照）。

（※1）職場における積極的な検査の促進について

(<https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf>)

4.選手・従事者等に感染者等が確認された場合の具体的な対応について

選手・従事者等が新型コロナウイルスに感染し、若しくは濃厚接触者として保健所又は医療機関（以下、保健所等）から確認された場合には、ガイドライン5. b.iv及び5. b.vに記載された対応を遵守した上で必ず所属団体を通じ対策本部に報告させるものとし、対策本部はその情報をオートレース関係団体に共有する。

また、保健所等の指示に従い、保健所等への調査の協力、消毒の徹底等の措置を講じることとする。選手に感染が確認された場合の公表の有無については、個人情報保護に十分配慮し、公衆衛生上の要請を踏まえて検討を行い、公表する場合は、ホームページ（autorace.jp）等で行う。従事者に感染が確認された場合の公表については、原則、従事者を雇用する者の判断により雇用する者が公表することとする。

なお、選手及び従事者の感染情報については、国における感染拡大防止の観点から、経済産業省製造産業局車両室に早急に報告するものとする。

a. 感染者、濃厚接触者等として確認された場合の対応について

i. 選手、従事者等が感染者として確認された場合

【定義】PCR検査等の結果を踏まえて、保健所等から感染者として確認された者（以下、感染者）。

【対応】（i）感染者は、感染者として確認された日以降の期間において保健所等から指示された期間（以下、感染後指示期間）は、指示された内容に基づく対応を取り、感染後指示期間内の開催参加、執務等は取り止めることとする。

（ii）感染者は、感染者として確認された日以前の期間において保健所等から指示された期間（以下、感染前指示期間）における行動状況の調査が保健所等からあった場合には、誠実に回答するものとする。

（iii）感染者に対して、保健所等による感染前指示期間における行動状況の調査がなかった場合又は感染前指示期間が7日間より少ない場合には、感染者の所属団体は発症日を0日として前7日間の行動状況の聞き取り調査を行う（業界独自対応）。

ii. 選手、従事者等が濃厚接触者として確認された場合

【定義】保健所等から濃厚接触者として確認された者（以下、濃厚接触者）。

ただし、保健所等から濃厚接触者に確認されなかったが、濃厚接触者に準じた内容を指示された者については、保健所等からの指示があるまでの間は、濃厚接触者と同様の取扱いとする。

【対応】（i）濃厚接触者は、保健所等から濃厚接触者として確認された日以降の期間において保健所等から指示された期間（以下、接触後指示期間）は、指示された内容に基づく対応を取り、自宅待機を行う。

（ii）濃厚接触者は、保健所等から濃厚接触者として確認された日以前の期間において保健所等から指示された期間（以下、接触前指示期間）における行動状況の

調査があった場合には、誠実に回答するものとする。

- (iii) 濃厚接触者に対して、保健所等から接触後指示期間が示されなかった場合又は接触後指示期間が7日間より少ない場合には感染者との最終接触日を0日として以後7日間を健康観察期間として、自宅待機を行う。

iii.選手、従事者等が感染者や濃厚接触者となりうるケースが想定される場合（業界独自対応）

【定義】(i) 濃厚接触者ではない者が、感染者と濃厚に接触したことが判明した者。なお、接触の程度については、新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（※2 参照）などを参考に判断する。

(ii) 濃厚接触者ではない者が、開催参加中に濃厚接触者と濃厚に接触したことが判明した者。なお、接触の程度については、(i)と同様。

(iii) 濃厚接触者ではない者が、感染者や濃厚接触者となりうるケースが想定される者。

【対応】(i) 感染者が発症した日、若しくは濃厚接触者と接触した日を0日として以後7日間は健康観察期間とする（自宅待機は行わない）。

(ii) 健康観察期間も開催参加や執務等を行うことができるが、体調不調となった場合は、所属団体を通じて対策本部に報告し、その後の対応の指示を受けること。

iv. 過去7日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合

【定義】(i) 過去7日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航した場合。

(ii) 過去7日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等在住者との濃厚接触がある場合。

【対応】(i) 帰国日の翌日を起算日として、以後7日間を健康観察期間として、自宅待機を行う。

(ii) 当該事実が確認された日を起算日として、以後7日間を健康観察期間として、自宅待機を行う。

※入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等については、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室ホームページや最新の「水際対策強化に係る新たな措置」により確認すること。<https://corona.go.jp/news/>

b.新型コロナウイルスの感染が完治した選手及び従事者（以下、完治者）の開催参加、職場復帰及びPCR検査等実施の時期について

▶完治者が開催へ参加する場合又は業務へ従事する場合の時期及び方法については、原則、保健所等の指示に従うものとする。

▶ただし、保健所等の指示する開催への参加等までの期間が、発症日（無症状者であった者の場合は保健所等が指定する日（以下、発症日等という。））から10日間より短い場合、発症日等を0日として以後10日間はオートレースに参加しない。

▶完治者に対する 3. に定める PCR 検査及び抗原検査の実施については、発症日を 0 日として 45 日間は実施しない（ただし、変異株に関しては保健所等から指示された対応をとることとする。）。

▶その他保健所等から指示された内容に基づく対応を取るものとする。

(※2) 新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領

(<https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/COVID19-02-210108.pdf>)

5.車券発売について

ガイドライン 5. c を遵守する。

6.有観客開催について

ガイドライン 5. d を遵守する。

7.開催の可否について

当該オートレース場のある自治体の新型コロナウイルス感染症対策本部決定事項を踏まえたうえで、開催執務委員長が判断する。

a.当該オートレース場のある県知事又は市長から開催自粛の要請があった場合
中止打ち切りとする。

b. 参加選手に感染者が確認された場合

当該事実判明後、保健所等と連携し原則中止打ち切りとする。

ただし、保健所等の指示を踏まえ開催に影響を及ぼさないと判断される場合はこの限りとしない。

c.従事者等に感染者が確認された場合

『選手と接触が多いと考えられる関係者（選手管理、検車、記者、業者等）』『選手と接触が比較的少ないと考えられる関係者（審判、番組編成、従事員（場内お客様担当を含む）、警備員等）』『来場者』のそれぞれについて、保健所等と連携し関係者間で協議の上、開催の可否を決定する。

8.開催中止決定時の対応について

a.対策本部への報告

開催執務委員長は、開催中止が決定された時点で、速やかに 14. 連絡網に基づき対策本部に報告し、「中止・打ち切り理由書」を提出する。対策本部は「中止・打ち切り理由書」に基づき、経済産業省製造産業局車両室に報告する。

b.選手への対応

開催中止が決定された時点で、速やかに告知する。また、感染の可能性が否定できないため、新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起を再度周知し、3. c.に記載された対応を遵守し、速やかに医師や保健所への相談を指示する。

- c.来場者、関係機関、マスコミ等への通知
通常の開催中止時と同様の対応をとる。

9.感染の予防

感染リスクを減らすための行動について

ガイドライン 5.a.iii)に記載された対応を遵守した上で、以下により対応する。

- ▶選手同士の会食や飲み会は行わないこと。また、選手同士以外であっても 5 人以上の会食や飲み会は行わないこと(同居家族を除く)。
- ▶感染リスクが高いと思われる場所への移動(例えば夜の街への外出等感染リスクのある行動)は回避すること。
- ▶緊急事態宣言区域では、日中も含めた不要不急の外出・移動は自粛すること。また、まん延防止等重点措置区域においては、都道府県が定める区域、業態等にみだりに出入りしないこと。
- ▶PCR 検査の検体送付からレース参加までの間、不要不急の外出、飲食店の利用等は自粛すること。

10.選手管理について

ガイドライン 5.a 及び b.i に記載された対応を遵守した上で、以下により対応する。

(1) マスク着用の徹底について

- ▶オートレース参加中はマスク着用を徹底する。ただし、以下の場合に限り、マスクを着用しないことができるものとする。なお、マスクを着用しない場合にあっては、会話を禁止する。
- ▶十分なマスク着用の効果を得るために、不織布マスクの着用を推奨し、また、隙間ができないようにすることを励行するなど、感染リスクに応じた、適切なマスクの着用を行う。

●食事時

- ▶着席し食事を始めるときから食事を終えた時まで。

●入浴時

- ▶脱衣所にて着衣を脱ぐ時から入浴を終え、着衣を付ける時まで。

●練習時

- ▶走路内における練習時においては、入場準備時（ヘルメットの装着）から練習を終えて、ロッカー内の所定位置に競走車を格納し、ヘルメットを脱着するまで。

●試走時

- ▶入場準備時（ヘルメットの装着）から選手紹介及び試走を終えて、ピット内の所定位置に競走車を格納し、ヘルメットを脱着するまで。

●競走時

- ▶発走準備時（ヘルメットの装着）から競走を終えて、ロッカー内の所定位置に競走車を格納し、ヘルメットを脱着するまで。

●就寝時

- ▶就寝ブースに入りカーテンを閉めている間（可能なら、ブース内でのマスク着用が望まし

い)。

(2) 競走の参加前

▶競走に参加する際（帰郷する際も同様）は原則単独移動とし、マスク着用及び手指消毒を徹底すること。

(3) 参加当日起床時

▶選手は参加当日の起床時に検温を実施し、37.5℃を目安に参加を控えるとともに、その旨選手会を通じ対策本部に報告する。また、自身の体調のみならず、同居する家族に体調不良者がいる場合は同様に参加を控えることとする。自宅で療養することとなった選手は毎日、健康状態を確認した上で、選手会を通じ対策本部に報告する。対策本部は、選手の症状がなくなり、選手の競走への参加の判断を行う際には、学会の指針などを参考にする。症状に改善が見られない場合は、医師や保健所への相談を指示する。

(4) レース場到着時

▶検温及び手帳に記入した過去2週間の体温、行動記録等の確認を行い、37.5℃以上の発熱が続く、かぜ等の症状、過去2週間の体調に問題がある（同居する家族の体調に問題がある場合も含む）選手は、管理棟内に入れること無く隔離（場内救護室等）し、派遣医師の問診を行う。また、全選手に派遣医師による問診を行い、参加の可否を判断し、参加不可となった場合には、派遣医師が指示する方法で帰郷する。

▶参加中は特に体調管理に留意し、わずかな変化でも選手管理へ申告し、派遣医師等の診察を受け、指示に従う。

(5) 到着後(選手管理エリア入場後)

▶「(1) マスク着用の徹底について」を遵守する。

(6) 参加状況申告時

▶できる限り2mを目安に（最低1m）間隔を確保する。

(7) 参加受付時（帰郷時も同様）

▶床へのマーキング（立ち位置表記）を実施する。（概ね5人分（できる限り2mを目安（最低1m以上））

(8) 身体検査時

▶医務室への入室は原則3名までとする。

▶落車発生時の補助選手の入室は原則2名とする。

▶できる限り2mを目安（最低1m以上）に距離を確保するよう努める。

(9) 試走路でのエンジン始動等

▶選手同士の距離をできる限り2mを目安に（最低1m）空けるようアナウンスする。

(10) 開催式(修祓式、支部懇談会、訓示による集会等)

▶原則として放送により実施する。選手はロッカーにて待機する。

(11) 入浴について

▶サウナの使用は禁止する。また、人の距離の確保（できる限り2m（最低1m））のための入場制限（選手一人の占有面積を4㎡等のできる限り2mを目安に（最低1m）距離を確保できる面積で割った数を上限人数とする。）、個人用タオル、ブラシ等の持参を行うとともに、会話は禁止とする。

- ▶常時、何人が入浴中であるか分かるような入場制限の体制を構築する。
- ▶入場制限の人数に応じ、適宜、脱衣かごやカランを間引くなど、人の距離を確保する。
- ▶更衣室、ドライヤー等の備品の消毒、換気強化(※3)等を行う。

(12) 食事について

- ▶食事中は黙食を徹底し、会話は禁止とする。
- ▶食堂の出入口・共有物付近には消毒液を設置し、使用前には必ず手指の消毒を行う。
- ▶選手毎（地区毎等）に夕食時間を指定する（15 分以内）。
- ▶椅子へのマーキング（×印）によりできる限り 2 m（最低1m）の距離を確保し、対面で座らないなどの工夫を行い、席間にアクリル板や透明ビニールカーテン等のパーティションを設置する。
- ▶可能な限りセットメニューとする。ビュッフェ方式で食事を提供する場合には、料理を小皿に盛って提供する、スタッフが料理を取り分ける、選手ひとりひとりに取り分け用のトングやお箸を渡し、使い終わったトングは回収・洗浄してトング類を共用しない、ビニール手袋等を使用する等の感染防止策を徹底する。
- ▶長時間の滞在を招きかねないメニュー等は提供しない。
- ▶サーキュレーターや小型扇風機を活用し、空気の流れを確保する。
- ▶飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食を制限する。

(13) 選手宿舎（居室）

- ▶可能な限り個室とする。
- ▶個室とすることが難しい場合には、専門家の指導に従い、可能な限り同部屋選手数を減らし、かつ、同部屋の選手が 2 mを目安に（最低1m）距離を保てるよう、部屋内にパーティション等を設置し、個室に相当する部屋の空間の確保と選手配置について最大限の見直しを行う。また、居室であってもマスクの着用（就寝ブースに入りカーテンをしている時は除く）、共用スペースにおける複数での飲食等を行わないことを徹底し、飛沫対策を講じる。

※可能であれば分宿対応も検討する。

- ▶割り当てられた居室を使用し、他の居室への移動を禁止する。
- ▶空気の流れを作るため入口ドア及び窓等の 2 方向を開放する。可能であれば換気扇、サーキュレーター等を活用し、空気を排出する（選手の就寝時を除く）。

(14) 選手宿舎

- ▶選手が多数集まる場所（喫茶コーナー、談話スペース等）の利用を制限する。制限を解除する場合は、ガイドライン 5. b. 2) (a) (iv) を遵守する。

(15) マッサージ

- ▶当分の間取り止めとする。

(16) 就寝時

- ▶就寝前における検温の実施を徹底し、わずかな変化でも選手管理へ申告し、指示に従う。

(17) 起床時

- ▶起床時における検温の実施を徹底し、わずかな変化でも選手管理へ申告し、指示に従う。

(18) 発熱者等発生時

- ▶37.5℃以上及びかぜ等症状がある者はすぐに管理エリアから隔離し、3.c.に定める抗原検査を

実施し、派遣医師等の指示に従う。

(19) レース前

- ▶控室の換気徹底(ドア開放等)。(※3)
- ▶選手間の距離の確保(できる限り 2m (最低 1m))。

(20) レース後

- ▶レース終了選手の競走車等の受取りは、飛沫感染防止の観点から原則行わない。
- ▶レース後は息が上がっている状態であり、飛沫により特にウイルスが活性化する可能性が高いためマスクを外しての会話は厳禁とする。

(21) 整備室

- ▶入室選手は分解・組立作業 1 台につき原則 3 名までとする。
- ▶整備室の換気徹底(ドア開放等)。(※3)
- ▶人との間隔は、できる限り 2m を目安に(最低 1m) 空けるよう努める。

(22) トイレ

- ▶ガイドライン 5. b. 2) (a) (v) を遵守する。

(23) 直前控室(試走・レース前)

- ▶椅子の間に飛沫防止のためにアクリル板・透明ビニールシートなどのパーティションを設置するとともに、使用後は消毒を徹底する。また十分な換気(※3)を行う。
- ▶選手点呼の際は、発声による点呼は行わず、指差し確認とする。
- ▶人の距離の確保(できる限り 2m (最低 1m))。

(24) 喫煙所

- ▶屋内喫煙所は使用しない。ただし、屋外喫煙所を設ける場合は、他の選手とできる限りマスクを外した状態で 2m 以内(最低 1m) の対面にならない距離を確保の上、会話は禁止とし、定員を設けることや対面とならないなどの工夫を行うこと。

(25) 随時

- ▶時間毎(例: レース毎)に管理施設全般のアルコール消毒を実施する。消毒できないものは、触れた後の手洗いや手指消毒を徹底する。
- ▶宿舍居室を含む管理棟各所への消毒液設置個所を増設し、手指消毒の励行強化を徹底する。
- ▶宿舍居室、選手控室のゴミは放置せず、鼻水や唾液などがついたゴミや使用済みマスクがある場合はビニール袋に密閉し、ふた付きのゴミ箱へ速やかに格納する等、衛生管理に努める。また、飲みかけの飲料は放置しない。
- ▶ゴミはこまめに回収し、ゴミの回収など清掃作業を行う従事者は、マスクや手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底する。
- ▶ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- ▶素手でのハイタッチや握手等を控える。
- ▶選手に感染者が発生した場合は、選手会から全選手に対して一斉メールを配信し、危機意識を共有する。配信にあたっては感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないことがないように留意する。
- ▶上記の他、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、「密閉」「密集」「密接」の 3 密を避ける(できる限り「ゼロ密」を目指す)よう積極的対策を実施すること。

(※3) 適切な空調設備を活用した常時換気又はこまめな換気（1時間に2回以上、かつ、1回に5分間以上）の徹底。乾燥により湿度が下がる場合は、湿度が40%以上になるよう適切な加湿を行う。寒冷な場面における換気を適切に行う上では、特に密が発生しやすい場所において、CO2 モニター等で換気を確認（1000 p p m以下）すること、温度を維持しながら適度な常時換気を行うこと及び加湿器等で適度な湿度を維持する工夫をすることが推奨される。

11.従事者等について

ガイドライン 5. a 及び b. ii 記載された対応を遵守する。

12.選手取材にあたっての留意事項について（報道関係者あて）

- ・取材者の人数については最小限とするよう各社調整願います。取材をされない営業担当者等の来場はご遠慮ください。
 - ・取材前に検温するなどして体調管理に努め、体調不良(発熱[37.5℃以上]・せき・鼻水・倦怠感・下痢・吐き気等)の方は来場をご遠慮ください。また、過去9日間に発熱(37.5℃以上)のある方についても来場をご遠慮ください。
 - ・新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある方、過去7日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある方は来場をご遠慮ください。
 - ・各競走場の報道受付又は守衛所等に体温計を用意いたします。前検日から最終日まで、入場時に担当者が立会って検温を実施いたしますのでご協力お願いいたします。
(※早朝時の開門前などは自主検温にてお願いいたします。)
 - ・検温により体温が37.5℃未満であることが確認されましたら検温証明証を発行いたしますので、終日着用をお願いいたします。(毎日発行)
 - ・あわせて、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、健康状況確認表の記入にご協力お願いいたします。
 - ・37.5℃以上の発熱がある方は、競走場から退出していただきますのでご了承ください。
 - ・手洗いの徹底・うがい・咳エチケットの励行、消毒液による手指消毒をこまめに実施してください。
 - ・選手取材にあたってはマスク着用(記者席内を含む)を義務化いたします。※マスクは各自で用意ください。なお、マスクを着用していない方の選手管理エリアへの立入りは厳重にお断りいたします。
 - ・取材時は、選手と一定の距離(2m程度)あけてください。取材可能エリアにおいて、選手の立ち位置及び取材者の立ち位置を明示いたしますので、指定された場所での取材をお願いいたします。
 - ・選手と接する時間が長時間に亘らないよう行ってください。また、取材目的以外の選手とのコミュニケーションは控えていただくようお願いいたします。
 - ・囲み取材は2名以内(SG・特別GI開催については3名以内)で実施するようお願いいたします。取材者間で密接・密集しないようご注意ください。
 - ・検査場など選手管理エリアへの入場人数を制限する場合もございますのでご協力お願いいたします。
 - ・共同インタビューについては、屋外若しくはそれに準じた場所で行います。
 - ・記者席内の換気をこまめに行ってください。※1時間に2回以上、かつ1回5分以上。
 - ・選手もマスク着用してインタビューを受けますのでご了承ください。
 - ・選手胴上げについては、感染リスク防止の観点から行いません。
 - ・開催中の取材全般につきましては、JKA広報担当者・競走会担当者の指示に従ってください。
- ※なお、本留意事項は新型コロナウイルス感染症の感染状況により、随時見直しを行っていきます。

13.取引先等の対応について

政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和3年8月25日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に基づき、「競輪・オートレースにおける新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン（令和2年5月29日〔令和3年11月2日改訂〕）」を策定した。

管理エリアに出入りする取引先等については、立入りの必要性を検討することとし、立入りを認める場合は、当該ガイドラインに基づき、下記により感染防止の協力を要請することとする。

記

- ・立入りの人数については、最小限の人数で依頼する。
- ・体調管理に努め、体調不良(熱が 37.5℃以上・せき・鼻水・倦怠感・下痢・吐き気等)の場合は、立ち入りを認めない。
- ・新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去7日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合は、立ち入りを認めない。
- ・立入り時には、担当者が立会って検温を実施する。
- ・立入り時には、マスクを必ず着用する。
- ・日頃からの石鹸による手洗いの徹底・手指のアルコールによる消毒・うがい・咳エチケットを励行する。
- ・人との間隔は、できる限り2mを目安に（最低1m）空けるよう努める。